

## 中期目標及び中期計画の変更の考え方について

平成 18 年 2 月 17 日  
内 閣 府  
北方領土問題対策協会

1. 平成 17 年 12 月 24 日に閣議決定された「行政改革の重要方針」に基づき、各独立行政法人においても、国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うこととされた。
2. この方針に対処するため、北方領土問題対策協会では、今後 5 年間で 5% 以上の人件費の削減を行うこととした。これにより北方領土問題対策協会の中期目標及び中期計画の変更が必要となった。
3. 内閣府においては、中期目標に「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後 5 年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行う旨の記述。  
給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める旨の記述。また、北方領土問題対策協会においては、中期計画に「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後 5 年間において、人件費について 5% 以上の削減を行う旨の記述。  
国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める旨の記述を盛り込む方向で調整中である。

### (参 考)

1. 総人件費改革の期間  
平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間
2. 中期目標及び中期計画の期間  
平成 15 年度下半期から平成 19 年度までの 4 年半